文京区契約事務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年十一月十二日

文京区長　成澤廣修

文京区規則第九十三号

文京区契約事務規則の一部を改正する規則

文京区契約事務規則（昭和三十九年四月文京区規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第五十一条第一項各号列記以外の部分中「附則第七条第一項」を「附則第七条」に改め、同項第一号中「（四億円を限度とする。ただし、区長が特に必要があると認めた工事については、この限りでない。）」を削り、同項第二号中「（五千万円を限度とする。）」を削る。

第五十一条の二第一項中「、一億円を限度として」を削り、「附則第七条第一項」を「附則第七条」に改める。

付　則

（施行期日）

1　この規則は、令和九年四月一日から施行する。ただし、第五十一条第一項各号列記以外の部分の改正規定及び第五十一条の二第一項の改正規定（「附則第七条第一項」を「附則第七条」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この規則による改正後の文京区契約事務規則第五十一条第一項及び第五十一条の二第一項の規定は、令和九年四月一日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。